

国立大学財務・経営センターの見直し内容（案）と現行の中期目標・中期計画との関係

現行の中期目標・中期計画	見直し内容（案） （次期中期目標・中期計画の方向性）
<p>（中期目標）</p> <p>II 業務運営の効率化等に関する事項</p> <p>1 国の定めた法令等を遵守し、<u>事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り</u>、経費の効率的な執行を推進する。</p> <p>また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。</p> <p>なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、<u>事業の継続性に十分留意する</u>。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 「<u>独立行政法人整理合理化計画</u>」（平成19年12月24日閣議決定）により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、<u>平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う</u>。</p> <p>（中期計画）</p> <p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 国の定めた法令等を遵守し、<u>事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う</u>。</p> <p>また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p><u>第1 組織形態の見直し</u></p> <p>本法人は、その業務が国立大学法人等を対象とする融資等の4業務<sup>（注）</sup>に特化したことで、設立時と比べて業務量が減少している。また、施設費貸付事業及び施設費交付事業については、事業計画の策定や対象事業の選定及び認可は文部科学省が行っていることもあり、本法人全体として裁量の余地のない業務の割合が高くなっている。さらに、現在は管理部門の職員の比率が相対的に高くなっている。</p> <p>このため、<u>今後は本法人の業務について、他の法人の業務との一体的な実施について検討することとする</u>。</p> <p>（注）国立大学法人等を対象とする融資等業務：施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務</p>

7 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。このため、必要な準備を進める。

参考:独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)

(別紙)各独立行政法人について講ずべき措置

国立大学財務・経営センター

組織の見直し

【法人形態の見直し】

○大学評価・学位授与機構と統合する。

(中期目標)

## 2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設を設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達に努めることとする。

なお、貸付事業に係る債権について確実に回収を行う。

## 第2 事務及び事業の見直し

### 1 施設費貸付事業

本法人は、各国立大学法人が行う大規模な国立大学附属病院整備について、国からの施設整備費補助金や各国立大学法人による民間資金の自主的調達だけでは十分な施設整備が図れないことから、長期で低利かつ固定金利である財政融資資金を一括して借り受け、各国立大学法人に貸付けを行っている。

しかし、公的資金である財政融資資金を財源として施設費貸付事業を実施する以上、事業内容は国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を満たすものでなければならないが、国が対象事業を選定する際の考え方及び指標は、これらの点を必ずしも明確に確認できるものになっていない。

このため、国は、事業選定の考え方及び指標について見直すこととする。

また、教育再生実行会議による「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」(平成25年5月28日)において「民間資金の自主的調達」が提言されていることから、貸付けに当たっては国立大学法人における民間資金の一層の活用について留意することとする。

<p>(中期計画)</p> <p>2 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① <u>文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき</u>、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。</p> <p>③～④ (略)</p>	
<p>(中期目標)</p> <p>2 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、<u>センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。</u></p> <p>(中期計画)</p> <p>2. 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① <u>文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学</u></p>	<p>2 施設費交付事業</p> <p>本法人が行う施設費交付事業とは、旧国立学校特別会計から本法人が承継した財産及び各国立大学法人等による不要財産処分収入の一部を財源とし、各国立大学法人等の営繕等に必要な資金として交付するものである。</p> <p>しかし、承継した財産は有限であり、また各国立大学法人等による不要財産処分収入は、主に国立大学法人等が土地等の不要財産処分を行った場合に発生するものであり、近い将来、十分な事業財源が確保できなくなることも見込まれる。</p> <p>このため、<u>施設費交付事業については、中長期的視点からその在り方について検討することとする。</u></p>

校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② (略)